

## 平成 28 年度の重点取組事項と委託の方針について（案）

平成 28 年 2 月 10 日  
高 齢 企 画 課  
介 護 予 防 推 進 室

地域包括支援センターの委託業務については、本市が示す平成 28 年度の重点取組事項を踏まえて、地域包括支援センターの業務のなかでも特に留意して事業実施いただきたい点について、平成 28 年度地域包括支援センター業務委託に際する方針で示すこととする。更に具体的な事業内容については、「平成 28 年度地域包括支援センター業務水準表」（資料 3-1）にて示す。各地域包括支援センターは、これらの方針に沿って事業計画書を作成し、事業を実施する。

### 1. 平成 28 年度の重点取組事項

地域特性や住民特性等の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められている中、平成 29 年 4 月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始を見据え、平成 28 年度は、関係機関とのネットワークづくり等を担う専任職員について全 50 センターへの配置を予定している。地域包括支援センターの機能強化を図りながら、以下の 3 点について重点的に取り組む。

#### (1) 地域包括ケアシステム構築の推進

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域の課題を明確にした上で、地域の社会資源の連携体制を支える地域包括支援ネットワークの強化に取り組む。

また、地域包括ケアシステム構築のための有効なツールである地域ケア会議を活用し、地域の関係者や多職種との連携のもと、個別ケースの支援内容の検討等を通じ、経験や情報を蓄積していく。会議を通じて、地域における適切なサービス、支援につなげていく仕組みづくりを進めるとともに、住民や関係機関等の様々な主体が参画した多様な生活支援サービスの充実を図りながら、地域の課題解決の力を高める。

#### (2) 認知症対策の推進

新オレンジプランを踏まえ、認知症の容態の変化に応じた医療・介護等の有機的な連携を図り支援を効果的に行うために、全センターに認知症地域支援推進員を配置し各種の取り組みを推進する。

地域で認知症高齢者を見守り・支える体制の構築に向け、認知症の正しい理解について一層の普及・啓発に取り組んでいくとともに、認知症カフェをはじめ介護家族交流会、地域版認知症ケアパスの作成等を通じた地域づくりについても、さらに強化する。

また、認知症の早期診断・早期対応が図られるよう、認知症が疑われる方やその家族に対し、複数の専門職からなる認知症初期対応サポートチームと協働し、適切な治療の提供と生活機能改善のための支援を行う体制の構築を図る。

#### (3) 介護予防の推進

今後も増加する高齢者が地域において健康で自立した生活を送るために、介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みの普及・啓発を推進するとともに、二次予防事業対象者把握を強化しながら、必要な人が早期に介護予防に努められるよう、通所型介護予防事業(元気応援教室)及び介護予防訪問指導の二次予防事業に取り組む。

あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業への移行や地域包括ケアシステムの構築を見据え、関係機関や団体等と協働・連携しながら、より効果的で利用しやすい介護予防・健康づくり事業に積極的に取り組む。

## 2. 平成 28 年度地域包括支援センター業務委託に際する方針

### (1) 多職種連携による支援体制の充実

地域で高齢者を支える体制の維持・強化に向け、これまで地域の関係者や医療機関等と構築してきた関係性を生かしながら、個別事例の支援内容を通じた地域包括支援ネットワークの構築、介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントへの支援に加え、地域に不足している資源やサービスや連携が不十分な職種や機関、地域の課題を明らかにするよう、地域ケア会議の充実により、地域課題の解決力の向上に取り組み地域における支え合いの体制づくりを推進する。

### (2) 地域で認知症の方とその家族を支える体制づくりの推進

認知症初期対応サポートチームと協働して、認知症の方の早期診断・早期対応に努め、認知症の方やその家族に対する適切な支援が展開されるよう、認知症地域支援推進員を中心に、地域における包括的・継続的な支援体制の構築を図る。

### (3) 自立支援に向けた介護予防の推進

早期から介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発を図り、介護予防教室を開催するとともに、介護予防自主グループの立ち上げや活動の継続支援を実施する。介護予防ケアマネジメントに際しては、自立支援の観点を重視し、自ら介護予防に取り組むことができるよう適切なサービスへ確実につなぐ。